

## IFRSs(国際財務報告基準等)をめぐる近年の動向について

1973年12月	IASC(International Accounting Standard Committee, 国際会計基準委員会)の設立。 IAS(International Accounting Standard, 国際会計基準)の策定が開始される。
1987年6月	IOSCO(International Organization of Securities Commissions, 証券監督者国際機構)がIASC諮問グループへ参加
2000年5月	IOSCOがIASへの支援を表明。
2001年4月	IASCがIASB(International Accounting Standard Board, 国際会計基準審議会)へ名称変更。 同時に、IASもIFRS(International Financial Reporting Standard, 国際財務報告基準)へ名称変更。
2001年中旬 ～下旬	エンロン事件(全米を揺るがせた、不正経理・粉飾決算に関する大事件)が発生。 これを受け、アメリカが自国の会計基準に自信を喪失!?
2002年10月	FASBとIASBが、米国会計基準とIFRSとの間にある多様な差異を削除する方向で共同プロジェクトを実施してゆくことで合意(ノーワーク合意)。 →この合意は、「IFRSの策定を進める上で米国会計基準を参考にしつつ米国と協力して行く」というニュアンスを含んでいる。 また、経済大国米国がIFRSとの協力姿勢へ傾いたことで、IFRSが世界的に注目されるに至った。
2005年1月	EUが域内の上場企業に対してIFRSの強制摘要を開始。 →それまでイギリス基準が世界的に高品質な基準とされていたこともあり、世界的にIFRS適用へ向けた動きが加速。
2005年1月	オーストラリアでも上場企業に対してIFRSの強制摘要を開始。
2005年3月	ASBJ(Accounting Standard Board of Japan)が、日本基準をIFRSへ近付けてゆく(コンバージェンスする)プロジェクトを開始。
2005年4月	SEC(Securities and Exchange Commission, 証券取引委員会)とEC(European Commission, 欧州委員会)が米国のIFRSへ向けた予定表に支持を表明。
2006年2月	IASBとFASBが“Memorandum of Understanding ~Roadmap for Convergence between IFRSs and Generally Accepted Accounting Principles of US 2006-2008~”(通称MoU)を公表。2007年末までの達成目標が定まる。
2006年7月	ASBJがIFRSへの取り組みに関する意見書を公表
2007年1月	ニュージーランドで上場企業に対してIFRSの強制摘要を開始。 中国でもIFRSを基に作られた「新中国会計基準」を上場企業に適用開始。
2007年8月	IASBとASBJが、2011年6月迄に日本基準とIFRSが同等のものになってゆくよう、日本基準の改定を進めることで合意(東京合意)。
2007年11月	それまで、IASBとの共同プロジェクトを実施しながらも「米国基準以外は認めない」という態度だった米国が、SECに登録する外国企業に限りIFRSの適用を容認。
2008年8月	米国が、米国国内の企業に対するIFRS適用開始のスケジュールを公表。 2011年から2016年にかけて、段階的に導入してゆく意向が示された。 →それまで、「共同プロジェクトは進めても、米国国内の企業に直接IFRSを認めることはない」としていた米国が導入予定を表明したことで、世界的にIFRSへ向けた気運が高まった。
2008年9月	IASB,FASBがMoUの改訂版を公表。2011年までの目標が示された。
2009年1月	日本がIFRS導入の予定表を示し、 ①2010年3月以降に開始する年度から、特定の条件を満たした企業に限りIFRSの任意適用を認める。 ②2015~2016年頃を目途にIFRSの強制摘要を行うか否かの決定を、2012年に行う。
2009年6月	金融庁が「我が国における国際会計基準の取扱いについて(金融庁中間報告)」を公表し、IFRSの扱いに関する案が示された。
2009年12月	日本が、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正すると共に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」・「会社計算規則の一部を改正する法務省令」を交付・施行。